

令和2年度福島県立本宮高等学校 後期選抜募集要項

福島県本宮市高木字井戸上45
〒969-1101 電話 0243-33-2120
<https://motomiya-h.fcs.ed.jp/>

1 実施学科及び募集定員

前期選抜により定員を充足しない学科において実施する。

| 課程 | 学科 | 募集定員 |
|-----|-------|-----------------------|
| 全日制 | 普通科 | 定員80名から前期選抜の合格者数を除いた数 |
| 全日制 | 情報会計科 | 定員80名から前期選抜の合格者数を除いた数 |

2 通学区域

- (1) 「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- (2) 東日本大震災により、住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日の時点で保護者が本校の通学区域となる市町村に住居登録をしていたか、又は出願時に保護者が本校の通学区域となる市町村に居住していれば、本校への出願を認めるものとする。その場合には学区内の志願者として取り扱うものとする。

3 出願資格

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者
 - (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- ただし、前期選抜に合格した者は、出願することはできない。
なお、前期選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 前記(1)以外の者は、本校に問い合わせること。

5 併願の取扱い

- (1) 一つの高等学校に限り、出願することができる。
- (2) 出願は1学科に限るものとし、本校の普通科と情報会計科の併願は認めない。

6 出願期間

令和2年3月17日(火)から3月18日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694円(郵便・速達・簡易書留料)の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和2年3月18日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書(県教育委員会において作成したもの)
入学願書には、入学検定料として、**2,200円**の「**福島県収入証紙**」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
なお、前期選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜の出願先高等学校長が発行した「**入学検定料納付済証明書**」(所定様式)を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

併せて、中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（所定様式）を添付する。

- ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
- ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (2) 前記（1）以外の者
本校に問い合わせること。

8 自己申告書の提出

- (1) 中学校において不登校や保健室等登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定様式）を出願に際して本校校長に提出できる。
- (2) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、**84円の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封**する。
- (3) 提出期間は、**令和2年3月17日（火）から3月23日（月）まで**とする。
郵送の場合には、3月23日（月）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

9 県外等からの出願

- (1) 県外からの志願者は、前記7に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（所定様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (2) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、前記7に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
 - 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

10 願書受付

願書類を受け付けたときは、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書（いずれも所定様式）を交付する。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

11 出願先変更

令和2年3月19日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 前記（1）以外の者は、本校に問い合わせること。
- (3) 本校の後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法

以下の（１）、（２）を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して合格者を選抜する。

（１）調査書の審査結果

「各教科の学習の記録」は１３５点満点とし、「特別活動等の記録」は５５点満点として、合計１９０点満点とする。

（２）面接の結果及び作文の結果

面接については、個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（社会、数学、理科、外国語（英語））を含む。なお、面接については、段階評価とする。

作文については、あるテーマについて、６００字以内で、自分の思いや感想を述べる作文とする。なお、作文については、点数化し、２０点満点とする。

14 面接及び作文の実施日及び会場等

（１）実施日

令和２年３月２４日（火）

（２）日 程

- | | | | | | | | |
|----------|---|----|--------|----|----|-------|--------------|
| ① 受 | 付 | 午前 | ８時３０分 | ～ | 午前 | ８時５０分 | （受付場所：生徒昇降口） |
| ② 点呼・諸注意 | | 午前 | ８時５０分 | ～ | 午前 | ９時００分 | |
| ③ 作 | 文 | 午前 | ９時００分 | ～ | 午前 | ９時５０分 | |
| ④ 面 | 接 | 午前 | １０時１０分 | 開始 | | | |

（３）会 場

福島県立本宮高等学校

（４）持参物

受験票、上ばき、筆記用具

計算機能や言語表現機能を有するもの及び携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器は持ち込まないこと。

15 合格者発表

（１）令和２年３月２５日（水）午後３時以降に本校で発表する。

（２）合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。

（３）提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

16 障がい等のある志願者に対する配慮

障がい等のある志願者に対する配慮は次のとおりとする。

（１）中学校卒業生及び卒業見込の者

① 事前に志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（所定様式）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（所定様式）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（所定様式）により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

（２）前記（１）以外の者

① 事前に志願者は、「受験上の配慮申請書」（所定様式）を、本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」（所定様式）により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。